

〔翻訳〕

ヘドレイ・ブル：世界政治における秩序の概念

樋野芳雄 訳

〔解説〕

ここに訳出したのは、ヘドレイ・ブル (Hedley Bull) の著 *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics* (London: Macmillan, 1977) の第一章 "The Concept of Order in World Politics" である。

ブルは、現代イギリスの国際理論を代表する理論家のひとりでありながら、日本では一般にはほとんど知られていない。そこで、翻訳掲載にあたって、その人と仕事をごく簡単ながら紹介しておきたい。

ブルは、一九三二年生まれ、オーストラリアのニューサウスウェールズ州出身で、シドニー大学・オックフォード大学に学んだ。オックスフォードでは、「法の概念」で知られる H・L・A・ハートの指導を受けている (本編中にもその名前が見える。原注2参照)。若き日のブルの名を一躍国際的に高からしめたのは、一九六〇年、ロンドン・スクール・オ

ブ・エコノミックスのスタッフの一員であった時に、国際戦略研究所の「軍拡競争の管理」に関する第二回年次会議で行なった基調報告であり、それを元に出版した著書 *The Control of the Arms Race* (London: Institute for Strategic Studies, 1961) であった。また一九六六年には米国の *World Politics* 誌に「国際理論——古典的アプローチの擁護」を発表し (Vol. 18, No. 3, April)、国際理論における第二論争 (方法論争) の一環として大きな反響を呼んだ (この論文は、方法論争の主要見解を編集した Klaus Knorr and James R. Rosenau eds., *Contending Approaches to International Politics* [Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1969] に再録されている)。

この間、英米のいくつかの大学が彼を迎えることを望んだがブルはこれに応ぜず、一九六七年オーストラリア国立大学 (キャンベラ) の国際関係論教授となって故国オーストラリ

アに戻った。そしてほぼ同時に、オーストラリア人としては初めて、国際戦略研究所の理事に選出された。同大学在勤中に、ブルはインドで一年を過ごす機会があり、これが彼に南北問題への認識を深めさせることになった。*The Anarchical Society* は南北問題を直接の主題とはしていないが、そのうちの秩序と正義の関係を論じた部分や国際システムの将来を論じた部分の記述には、インド滞在中の見聞や討論の経験が反映されていると思われる。

一九七六年、オールソウルズ・カレッジのウイジティン・グ・フェロウとしてブルがオックスフォード大学に滞在中、モンタギュー・バートン国際関係論教授 (Montague Burton Professor of International Relations) アラスデア・バカンが急死した。バカンは、かつて「軍拡競争の管理」会議の組織者として、ブルに報告者の役割を与えた人物であった。翌七七年、ブルはオーストラリア国立大学の職を辞し、バカンのこのポストを継ぐことになる。

この一九七七年に、それまで個別論文の形で個々の論点について発表してきた自らの見解を集大成し、その根拠づけを行なうことにより、自身の「国際社会と国際秩序についての見解を体系的に詳述」(「序」)すべく刊行したのが、本編を含む *The Anarchical Society* である。マイケル・ハワードは、この書は「二十世紀後半にこの分野で現われた第一級の書のひとつで、レイモン・アロンの『諸国民間の戦争と平和』

と並ぶものであろう」と述べている (Michael Howard, *In Memoriam: Hedley Bull 1932-1985, Surinval*, Vol. XXVII, No. 5 [September/October 1985], 202. ブルの経歴上の事実に関しては、この一文に依る所が大きい)。また同じ七七年、ブルはマーティン・ワイト(一九二二—一九七二)が晩年に「国際政治理論に関するイギリス委員会」(The British Committee on the Theory of International Politics) のために執筆した国家システムに関する論文を編集し、序論を付して出版している (Martin Wight, *Systems of States* [Leicester: Leicester University Press, 1977])。その翌七八年には、カーステン・ホウルブラードと共に、ワイトの残した原稿から、彼の『パワーポリティクス』(一九四六年)の新版を編んでいる (Martin Wight, *Power Politics* [Leicester: Leicester University Press, 1978])。

「国際政治理論に関するイギリス委員会」は、一九五八年に活動を開始した。それより前、米国ではロックフェラー財団のデイーン・ラスクとケネス・W・トムソンの呼びかけにより、国際関係の理論的諸問題に関する研究グループが作られ、一定の成果を収めていた。これを受けて、やはりトムソンの働きかけと同財団の支援により、米国グループに対応する英国の研究グループとして設立されたのが、この委員会であった。主な参加者には、ワイトのほか、ハーバート・バターフィールド、マイケル・ハワード、ドナルド・マッキノンら

がおり、ブルもこれに加わった。当初はバターフィールドが、そして一九六七年以降はワイトが議長を務めた。委員会の活動が始まると間もなく、参加者たちは、自分たちが米国の同分野の研究者たちと関心を異にすること、自分たちは現代的なものよりも歴史的なものに、科学的なものよりも規範的なものに、方法的なものよりも哲学的なものに、政策よりも原理に関心があることを自覚するようになったという(後掲書、一二二ページ)。委員会メンバーの間で国際政治理論についての共通の見解があったわけではないとブルは述べている(Wight, *Systems of States* への序論、一ページ)が、ここで議論が彼自身の見解の成長・成熟に強い刺激を与えたであろうことは想像に難くない(この委員会での議論の一端は、Herbert Butterfield and Martin Wight eds., *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics* [London: George Allen and Unwin, 1966] にかがうことができる。ブルは、これに二編の論文を寄せている)。ブルの回想するところによると、国際関係論が独立の学問たりうることを彼に最初に教えてくれたのはワイトであったという(*The Anarchical Society* 「序」)。テーマの親近性もあって、ワイトの見解は本編中のブルの立論においても重要な礎石となっている(一二二頁以下参照)。

その後、オックスフォード大学教授としての行政上の責任と、世界中から彼の下に集まった研究生のための惜しみない

献身とは、彼に新たな著作の執筆に専念する余裕を与えなかった。そして、その就任から八年後の死は、彼から新たな主著を執筆する機会を永遠に奪うことになった。しかし、研究組織者、編者としてのその力量は十分に發揮され、一九八四年には、やはり「イギリス委員会」の議論をベースに、同委員会メンバーであるアダム・ワトソンとの共編で「国際社会の拡大」を出版している(Hedley Bull and Adam Watson eds., *The Expansion of International Society* [Oxford: Clarendon, 1984])。この書は、ヨーロッパに成立した国際社会の世界への拡大とそれによる変容、今日の世界規模の国際システムの登場を体系的・包括的に分析しようとしたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作(とりわけ *The Anarchical Society*) に言及している。

八四年夏、ブルは脊椎ガンに倒れた。既に病状は進んでおり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはっきりした。彼はなおできる限りの活動が続けようとし、死の前々日まで学生の指導にあたったという。その死は、八五年五月一八日のことであった。現在、ブルにゆかりのあった人々によって、次の追悼論文集の刊行が計画されている。D. B. Miller and R. J. Vincent eds., *Order and Violence: A Study of Hedley Bull's Contribution to International Relations* (Oxford: Oxford University Press, forthcoming).

The Anarchical Society では、世界政治における秩序の本

性を解明するために、二つの間が設定される。①世界政治における秩序とは何か。②主権国家を構成単位とする今日の国際システムにおいて秩序はいかにして維持されているか。

③この国際システムは、今なお世界秩序実現への道を提供し続けているか。これらの問のそれぞれに解答を与えるべく、全体は三部で構成されている。本編は文字どおりその出発点として、国家システム、国家社会(国際社会)、国際秩序、世界秩序といった基本概念を説明しようとするものである。

以上の簡単な紹介からも明らかのように、この書は元来、世界政治における秩序の問題を正面から取り上げ周到な考察をこらした研究書であって、テキストブックではない。しかし、イギリスの諸大学では、学部レベルの読書リストに含められ、広く読まれているとのことである (K.J. Holsti, *The Dividing Discipline: Hegemony and Diversity in International Theory* [Boston: Allen & Unwin, 1985], pp. 84, 89)。

本文中の「」内は訳者が補った部分である。また原注は「(1)」のように、訳注は「訳注(1)」のようにそれぞれ番号を付し、共に末尾に一括して掲げた。

(一九九〇年一月八日)

世界政治における秩序の概念

世界政治における秩序の研究は、そもそも世界政治における秩序とは何かという問から始めなければならない。まず社会生活の秩序という言葉に私が一般的にいかなる意味を与えているかを示し、次に「多数の主権国家から構成されている」国家システムにおいてそれが何を意味するか、そしてまた世界政治一般においてそれが何を意味するかを考えてみたい。

社会生活の秩序

多くのものの集まりに秩序があるということは、最も単純で最も一般的な意味においては、それらのものがあるパターンに従って互いに関係し合っているということであり、その関係は全くの偶然によるのではなく、そこにはある識別可能な原則が存在するということである。それゆえ、書棚に並んでいる本には秩序があるが、床の上の本の山には秩序はないことになる。

しかし、社会生活について、無秩序と対比させて秩序を語る時、我々が思い浮かべているのは社会現象のパターン一般・整然たる配列一般ではなく、特定の種類のパターンである。なぜなら、互いに武力紛争に明け暮れる人間や集

団の行動にも明白なパターンが存在しうるが、それは無秩序と性格づけるべき状況だからである。主権国家は戦争状況・危機状況においても規則正しく整然と行動するであろう。ホップズの自然状態の説明に描かれたような、恐怖と不安の状態のうちに生きる個人も、繰り返しあるパターンに従って行動しているかも知れない。実際、ホップズ自身もそう述べている。だが、これらは、社会生活における秩序の例ではなく、無秩序の例である。

人間が社会生活において求める秩序とは、人間諸個人や人間集団に関するパターン一般・規則性一般ではなく、特定の結果を生み出すパターン、ある目標や価値の実現を促進するような社会生活の編成の仕方を生み出すパタンのことである。このような目的論的ないし機能論の意味においては、沢山の本来に秩序があるということは、単にそれらがきちんと並べられているというだけではなく、選択という目的・機能にかなうように著者別あるいは主題別に配列されているということである。アウグステイヌスが秩序を「矛盾しあう諸部分を、それぞれ最適の位置に置く巧みな配置」と定義した時、彼の念頭にあったのは、この目的論的概念であった。これは、次に見るように多くの問題を含んだ定義である。しかし、この定義は秩序をパターン一般ではなく特定の種類のパターンとしてとらえている点で、そして目的や価値を強調している点で、出発点として役に立つ。

ヘドレイ・ブル：世界政治における秩序の概念

アウグステイヌスの定義は、直ちに疑問を呼び起こす。「最適」といい「巧み」といっても、それは何にとつてのことであるのか。この目的論の意味における秩序は、必然的に相対的概念たらざるをえない。あるものの配列(例えば本の)が、一定の目的(特定の著者の本を捜す)に関して秩序立っていても、別の目的(特定の主題についての本を捜す)に関しては無秩序でありうる。それゆえ、特定の一連の社会的仕組みが秩序を具現しているかどうかについては意見の違ひがありうるし、争い合っている社会・政治システムが各々秩序を具現しているということもありうる。アンシャーン・レジームの社会・政治システムも革命フランスの社会・政治システムも、今日で言えば西側世界の社会・政治システムも社会主義諸国の社会・政治システムも、それぞれにある異なった一連の価値や目的にとつて「巧み」で「最適」な「矛盾しあう諸部分の配置」を具現している。

しかし、このアウグステイヌスの意味における秩序は、一定の目標との関係においてのみ存在するとは言つても、その目標のあるものは、他のものよりも基本的ないし第一次的である。なんらかの手段によつてそうした目標を達成することが、あれこれの種類の社会生活の条件であるばかりでなく、社会生活一般が成立するための条件だからである。ほかにどんな目標を追求しようかと、全ての社会は、こうした目標の存在を認識しており、その達成を促進するような

「アライシメント」
 仕組みを備えている。そうした目標として、とりわけ三つのものをあげることができよう。第一に、全ての社会は、死や身体への危害をもたらす暴力から何らかの手段で生命の安全を守ろうと努める。第二に、全ての社会は、一旦なされた約束の遵守、一旦交された合意の履行を確保しようとする。第三に、全ての社会は、ものの占有が際限なき挑戦にさらされることのないある程度安定した状態をつくり出すという目標を追求する。社会生活の秩序という言葉に、私は、社会生活におけるこうした基本的・第一次的・普遍的目標の達成に寄与する人間活動のパターンという意味を与えたい。

この定義は、以下に続く本研究全体にとって中心的なものであるから、もう少し議論を続けて、さらにいくつかの点を明らかにしておくに値する。全ての社会生活に見られるこの三つの基本的価値は、生命価値、信義価値、所有価値と呼ばれることもあるが、この三つで全ての社会に共通な目標を網羅したリストになつていないなどと言つてもいい。また「秩序」という用語は、この三つの目標との関係においてのみ内容あるものになると言つてもいい。しかし、この三つは、こうした基本的目標のいかなるリストにも確実に含まれるはずであるし、また基本的目標という観念が何を意味するかを明らかにしてもくれる。

この三つの目標は全て基本的であると言える。一群の人々または一群の集団の間に、暴力からの安全への期待も、合意

の尊重への期待も、占有の安定への期待も存在しない場合、およそこれを社会と呼ぶことはできないからである。これらの目標はまた第一的である。ある社会が設定するその他のどんな目標も、それらの一定程度の実現を前提とするからである。他人による殺害や傷害の脅威に対して安全を保障する何らかの手段を頼りにしえない限り、人間はほかの目的に対してその実現に必要なエネルギーや注意力を傾注することなどできはしない。締結された合意は履行されるだろうという一般的前提が成り立ちえない限り、いかなる分野においてであれ、人間相互の協力の円滑化をめざして合意が締結されるなどということとは考えられない。個人や集団による対象の占有がある程度安定していない限り（これが私的所有によるのかあるいは共同所有によるのか、はたまた両者のいかなる混合形態によるのかといったことは、ここでは問題ではない）、人間というものが今のままであり、人間が占有したいと望むものも限られた量しか存在しないという仮定の下ではいかなる類の安定的社会関係も想像することは困難である。

もちろん、ヒュームやその他の人々が論じてきたように、社会が占有を安定させる必要をどの程度感じるかは、その置かれた条件次第である。人間がその物質的欲望において完全に利己的であるとすれば、所有権ルールによる占有の安定化は不可能であろう。それは丁度、人間が物質的欲望に関して完全に利他的であるとすれば、そうした安定化は不必要である

のと同じである。同様に、人間が占有したいと願うものが本
当に希少であるとすれば、所有権ルールは実効性を持ちえな
いであろうし、それらのものが限りなく豊富であるとすれば、
所有権ルールは必要ないであろう。しかし、人間の利他心は
は限りがあり、人間が欲するものの存在量にも限りがある
ということ为前提とすれば、そうしたものの占有を安定させよ
うとする試みは、全ての社会生活の第一次的目標となる。以
上三つの目標はまた普遍的でもある。全ての現実の社会は、
それらを考慮に入れてるように思われるからである。

さらにもうひとつの点を明らかにしておきたい。社会生活
の秩序を、以上のような基本的・第一次的目標の達成に寄与
する人間活動のあるパターン、「矛盾しあう諸部分の(ある)配
置」と定義したからといって、私はこうした目標を他の
目標に優先させるべきだと言おうとしているわけではない。
実際また、この時点での議論では、これらの目標が重要だと
か望ましいとかいうことを証明しようとしているわけでも全
くない。確かに私は、これらの目標が何らかの方法で達成さ
れない限り社会や社会生活の存在は語りえないと言ひ、他の
目標の達成はこれらの基本的目標の一定程度の達成を前提と
していると言ひ、実際全ての社会はその達成を促進しようと
努めていると言った。しかし、これは、これらの目標と別の
目標とが対立した場合、社会は常にこれらの目標を優先させ
ているとか優先させるべきだとかいうことを意味するわけ

はない。事実、戦時や革命時に見られるように、人間はしば
しば、暴力に訴えたり、合意をないがしろにしたり、所有権
を侵害したりしても他の価値を追求することがあるし、それ
はそれで正当なことと言えるのかも知れない。序論で述べた
ように、秩序は人間の行動を形づくる唯一の価値ではないの
であり、秩序が他の全ての価値に優先するなどと思ひ込むべ
きでもないのである。

私はここで、社会生活の基本的・第一次的目的は、他の目
的に優先するとか優先すべきだと言っているわけではないし、
これらの目的の追求はとにもかくにも義務だなどと主張して
いるわけでもない。とりわけ私は、自然法理論の提唱者たち
のような立場を奉じようとは思わない。彼らは、社会生活の
これこれの基本的・第一次的・普遍的目標の追求は万人に
とつて義務であり、その追求を奨励する行動ルールの拘束力
は万人にとつて自明であると説いた。確かに、私がここで
採つた立場が、一部、自然法理論の「経験的等価物」であ
るとは言えよう。自然法理論は、その時代なりの表現で社会
生活の基本的・第一次的条件を取り扱おうとした。確かに自
然法理論の伝統は、今なお、本研究が扱っている諸問題への
理論的洞察の最も豊かな源泉のひとつである。しかし、自然
法的思考の中心教義そのものを復活させるつもりは私にはい
ささかもないのである。

もう一点明らかにしておかなければならないのは、私が定

義した意味での社会生活の秩序と、行動ルールすなわち一般命令的行動原則との関係である。社会秩序は、行動ルールへの服従という観点から定義されることがある。さらにより限定的に、法というルールへの服従と定義されることもある。実際、社会生活の秩序と、人間が、必ずしも法というルールにはないにせよ、なんらかのルールに従って行動するということとは、きわめて密接に関連する。大抵の社会において、暴力からの安全、合意の尊重、占有の安定という基本的目標に合致した行動パターン^{行動パターン}の創出に役立つのは、そこに存在する殺人や暴行を禁ずるルール、契約違反を禁ずるルール、所有権ルールである。しかし、私は意図的にルールの観念を除いた形で社会生活の秩序の定義を見出そうと努めてきた。それは、第三章「世界政治において秩序はいかにして維持されるか」で論じるような理由で、社会生活の秩序は、一般的に言ってルールなしでも存在しうると私が考えているからであり、ルールは秩序そのものの定義に含めるより、人間社会に秩序を創り出すために広く用いられはば遍く存在する手段であるとみなす方がよいと考えているからである。

ここで定義した意味での社会生活の秩序と、もうひとつ別の意味でのソーシャル・ローとの関係についても述べておかなければならない。すなわち、行動ルールないし一般命令的行動原則という意味での法ではなくて、科学的法則^{科学的法則}、ある部類の社会事象と別の部類の社会事象との因果関係を述べた

一般命題という意味での社会法則^{社会法則}との関係である。社会生活の秩序と、社会における行動がそうした科学的法則に従うこととは関係があるのだと言われることがある。もつとはつきりと、秩序にかなった行動とは、予測可能な行動、すなわち過去および現在のケースのみならず未来のケースにも適用可能な法則に従った行動であると言われることもある。もう一度繰り返すが、ここで定義した意味での秩序と、未来の行動の予測の基礎となる科学的法則に人間の行動が従うこととの間には、確かに密接な関連がある。社会的共同生活の基本的・第一次的目標の追求が一貫して奨励されることのひとつの結果として、規則的な行動パターンが認識されるようになり、それが一般法則として定式化され、未来の行動についての予想の基礎となる。さらに、人間はなぜ秩序に価値を認めるのか（ほとんど普遍的にそうであり、保守主義者の観点からばかりでなく、革命家の観点からでも同じだというのが私の主張である）と言えは、少なくともそのひとつの理由は、人間が、共同生活の基本的・第一次的目標への同調の結果として、人間行動の予測可能性が高まることを評価するからである。しかし、社会生活の秩序を科学的法則や予測可能性にかかわらせて定義することは、社会秩序のありうべき結果や社会秩序に価値ありとする理由と社会秩序そのものとを混同することになる。ここで言っている意味で無秩序な行動であっても、科学的法則に従っていることはありうるし、未

来の予測の基礎ともなりうるのである。多くの戦争・内乱・革命に繰り返し現われる諸特徴を扱った理論的文献は全て、無秩序な社会行動もまた科学的法則に従っていると云えることを証明しているのである。

国際秩序

国際秩序という言葉に、私は、国家社会「諸国家から構成されている社会」すなわち国際社会の基本的・第一次的諸目標の達成に寄与する活動パターンという意味を与えたい。国際秩序の概念の意味内容をより詳しく説明する前に、まず、国家・国家システム・国家社会すなわち国際社会という用語に私がどんな意味を与えているかを示し、舞台装置をしつらえることにしよう。

国際関係の出発点は、諸国家、すなわちそれぞれに政府を有し、地表面の特定の部分と人類の特定の部分に関して主権を主張する独立した政治的共同体の存在である。国家は一方で、この領域と住民に関し、対内主権と呼びうるものを主張する。これは、その領域内部および住民内部の他の全ての権威に対する至上権を意味する。他方、国家は、対外主権と呼びうるものを主張する。これは外部の権威に対する至上権ではなしに、外部の権威からの独立を意味する。国家の主権は、対内的にも対外的にも、規範レベルと事実レベルという二つのレベルで存在していると言えらる。一方で各国家は全て、自

らの領域内部および住民内部の他の権威に対する至上権と外部の権威からの独立権を主張する。しかし、他方、現実の實行においては、各国家が発揮するそうした至上性と独立性には、様々な程度の違いがある。単に主権保持の権利を主張するだけで（あるいは、他の諸国家から、そうした権利を有するとみなされているだけで）、現実にはこの権利を行使しえない政治的共同体は、独立してはいいても、固有の意味での国家とは言えない。

こうした意味での独立した政治的共同体すなわち国家には、近代国民国家ばかりでなく、古代ギリシアやルネッサンス期イタリアに見られたような都市国家も含まれる。フランス革命に至るまでの近代ヨーロッパにおいて支配的であったような、王朝の正当性原理に基づいて政府が組織されていた国家も含まれる。そしてもちろん、フランス革命以後のヨーロッパにおいて支配的であるような、人民的・国民的正当性原理に基づいて政府が組織されている国家も含まれる。単一民族国家ばかりでなく、一九世紀ヨーロッパの諸帝国のような多民族国家も含まれる。領域が地理的にひとつにまとまっている国家ばかりでなく、西ヨーロッパの海洋帝国のような、領域があちこちに散らばっている国家も含まれる。

しかし、歴史上現われた多種多様な独立した政治的共同体には、こうした意味での国家ではないものもあった。例えば、暗黒時代のゲルマン諸族は、いくつかの独立した政治的共通

体を形成していたが、その支配者たちは住民に対する至上権は主張したものの、特定の領域に対する至上権を主張するとはなかった。中世西方キリスト教世界の諸王国や諸公国は、国家ではなかった。それらは、その領域内部および住民内部の他の権威に対する至上の存在というわけではなく、対内主権を有していなかったのである。そして同時に、教皇や場合によって神聖ローマ皇帝から独立しておらず、対外主権も有していなかったのである。アフリカ・オーストラリア・オセアニアの各地には、ヨーロッパ人の侵入以前に、リニイジ（現注）の絆や親族の絆によって結びついた独立した政治的共同体が存在していたが、そこには政府のような制度は、何ら見られなかった。これらの団体は、「国際関係」の埒外にあることになる。「国際関係」という語によって、民族間の関係ではなく、（一般にそうしているように）厳密な意味における国家間の関係を意味する限りは、である。このような独立した政治的共同体間の関係は、国家間関係をその特殊ケースとして扱うような、より広いハブ・間関係の理論には含まれるかも知れないが、厳密な意味における「国際関係」の領域には入らないのである。

国家システム（諸国家から構成されているシステム）（すなわち国際システム）というものは、二つ以上の国家が相互に十分に接触を保ち、相互の意思決定に十分に影響を及ぼし合い、それぞれが少なくともある程度までひとつの全体の部

分として振舞うようになった時に形成される。もちろん、二つ以上の国家がこの意味での単一の国際システムを形成しないまま併存しているということはありうる。例えば、コロンブスの航海以前に南北アメリカに存在していた独立の諸政治的共同体と、ヨーロッパに存在していた諸政治的共同体とは、単一の国際システムを形成してはいなかった。戦国時代（紀元前四八一年頃（現注）から同二二二年まで）の中国に存在していた独立の諸政治的共同体と同時代のギリシアや地中海に存在していた諸政治的共同体も、ひとつの国際システムを形成してはいなかった。

しかし、諸国家相互の接触が規則的なものになり、加えて十分な相互作用があり、互いの行動をそれぞれが不可欠の要素として計算に入れるようになった時には、システムが形成されたと言える。国家間の相互作用は、直接的であることもある。二つの国家が隣国同士であったり、同一対象の獲得をめざす競争相手であったり、同一事業のパートナーであったりする場合などが、それにあたる。また、国家間の相互作用は間接的なものであることもある。それぞれが第三国と取り結んだ関係の結果としての相互作用や、それぞれが国際システム全体に与えた影響の結果に過ぎない相互作用が、それである。ネパールとボリビアは、隣国同士でもなく、競争相手でもなく、（おそらくは共に国際連合の加盟国であることだけ）を別として、共通の事業のパートナーでもない。しかし、

兩國は、それぞれが参加している国家間の結びつきの連鎖を通じて、互いに影響しあっている。国際システムは国家間の相互作用をもつて定義されるわけであるが、その国家間の相互作用は協力という形をとることもありうるし、また紛争という形をとることもありうるし、さらに互いの目的に関して中立ないし無関心という形をとることさえありうる。その相互作用は、今日見られるように、政治的・戦略的・経済的・社会的活動の全領域にわたつて存在することもありうるし、わずかに一、二の領域においてのみ存在することもありうる。レイモン・アロンの国際システムの定義が示唆しているように、国際システムの条件については、当の独立した政治的共同体が「相互に規則的な関係を維持しており、いずれも全面戦争に巻き込まれる可能性がある」ということだけで十分であるのかも知れない。

マーティン・ワイトは、多種の国家システムを分類するにあたって、彼自身が「国際的国家システム」と名付けたものと「宗主国システム」と名付けたものとを区別した。前者は、ここで定義した意味における主権を有する諸国家から構成されているシステムである。後者は、一国家が他の諸国家に対し優越権・至上権を主張し維持しているシステムである。ローマ帝国と近隣蛮族諸国家との関係が、宗主国システムの例である。ビザンティンと近隣弱小諸国、アッパス朝カリフ国と周辺弱小諸国、あるいは中華帝国と進貢諸国との関

係も同様である。マーティン・ワイトの言う「国際的国家システム」の中には、いずれの時点においても必ず支配的強国ないし覇権を握った強国が存在すると考えられてきたものがある。例えば、古典ギリシアの都市国家システムや、もつと後のヘレニズム諸王国システムにおいては、いずれの国家が覇権国たるかをめぐつて永続的な戦いが繰り広げられた。中国とその属国のような「宗主国システム」と、いずれの時点をとつてみても、どこか一國が覇権を行使しているような「国際的国家システム」とを区別するものは、前者では一國のみが永続的で実質上挑戦不可能な覇権を行使するのに対し、後者では覇権はある強國から別の強國へと移動し常に争奪の対象となつていくことである。

ここで展開しているアプローチからすれば、ワイトが「国際的国家システム」と呼んでいるもののみが国家システムの名に値する。中国とその属国のような「宗主国システム」を構成している複数の独立政治団体間にあつては、ただ一國すなわち当の宗主国だけが主権を有することになるので、二つ以上の主権国家の存在という国家システム成立の根本条件のひとつが成り立たないのである。

マーティン・ワイトが行なつた第二の区別は、「第一次的国家システム」と「第二次的国家システム」との間のそれである。前者が複数の国家から構成されているのに対し、後者は複数の国家システムから構成されており、複数の宗主国

システムから構成されていることもしばしばである。「第二次的国家システム」の例として、彼は、中世における東方キリスト教世界・西方キリスト教世界・アッバス朝カリフ国の関係、アマルナ時代（新王国）におけるエジプト・ヒッタイト・バビロニアの関係をあげている。この区別の有用性が明らかになるのは、世界全体の政治構造の一般史的分析という、今の所は完全に未知のままに留まっている領域の探究がいつか試みられる時であろう。しかし、ここでのように、厳密に国家システムを成しているものだけに関心を限定するならば、この区別はさして役立つものではない。「第二次的国家システム」を構成している各々のシステムが自らのうちに多数の国家を含んでおり、そのあれこれの国家間に十分な接触と相互作用が存在していれば、それらの諸国家は全体としてひとつの「第一次的国家システム」を形成していることとなる。他方、問題のシステムが、例えば西方キリスト教世界がそうであったように、国家を含んでいないのであれば、そうしたシステムは、世界政治理論にとっては興味あるものであるとしても、およそ国家システムではありえない。したがって、我々の現在のアプローチの下では、「第一次的国家システム」にだけ注意を払えばよいのである。

「国際システム」という用語は、近年、国際関係論研究者の間で流行語になっている。これは主に、モートン・A・カプランの著述の影響である。カプランのこの用語の使い方はこ

こでのそれと違っていているわけではないが、カプランの著作を特徴づけているのは、システムという概念を使って国際行動を説明し予測しようと試みている点であり、とりわけ、国際システムを「行為システム」のひとつの特殊な種類とみなすことによってそうした説明と予測を行なおうと試みている点である。我々はこの手ことは何ら意図していない。システムという用語は、特定の種類の国際的布置（配置）を指すために使っているに過ぎない。

しかしながら、「国家システム」という用語は永い歴史を持つており、現在の意味を持つようになるまでにはいくつものむしろ相異なる意味を担ってきた、ということには知っておかなくてはならない。この語を最初に使ったのはプーフエンドルフのようである。彼の論文「諸国家から成るシステムについて」(De systemibus civitatum)は一六七五年に出版された。しかし、プーフエンドルフは、ひとつの全体としてのヨーロッパ国家システムに言及していたわけではなく、そのシステム内部のいくつかの特定の国家集団について論じていたのである。それら諸国家は、ウエストフアリア講和後のドイツ諸国家に見られるように、主権国家でありながら同時に結合して単一体をなしていた。「システム」という用語は一八世紀までには、ルソーやネットルブラットのような著述家によって、ひとつの全体としてのヨーロッパ諸国家を指すのに使われるようになったが、この用語が広く通用するよう

になったのは、ナポレオン時代の著述家、ゲンツ、アンシヨン、ヘーレンらに依る所が大きい。フランスのパワーの伸長が国家システムの破壊と世界帝国樹立の恐れを感じさせた時代に、これらの著述家たちは国家システムというものが存在しているということに人々の目を向けさせようと努め、なぜそれが維持するに価するのかを明らかにしようとした。彼らは、国家システムの分析家であつたばかりでなく、その擁護者であり、唱導者であつたのである。彼らの著作のうちで最も重要なのは、A・H・L・ヘーレンの「ヨーロッパ国家システムとその植民地の歴史ハンドブック」(*Handbuch der Geschichte des europäischen Staatensystems und seiner Kolonien*)であり、その初版は一八〇九年に刊行された。「国家システム」(states system)という用語が英語に初めて現われたのは、一八三四年に出版されたこの著作の翻訳においてであつた。その訳者は、この語は「厳密には英語ではない」という注を付している。

ヘーレンにとつては、国家システムとは、ここで定義したような、一定程度の接触と相互作用のある諸国家の布置連関に留まるものではない。それは、カプランが「行為システム」の定義とした一群の変数相互間の因果関係なるものよりもさらに多くのものを含んでいる。ヘーレンにとつて、国家システムとは、「風俗習慣・宗教・社会進歩の程度が互いに似通つていて、利害の相互性によつて結びつけられている、

隣接した数カ国の連合」なのであつた。別の言い方をすれば、彼は、国家システムは共通の利害・共通の価値を有し、共通の文化ないし文明の上に立つていてと考えていたのである。さらに、ヘーレンは、このシステムは脆弱であると感じてゐた。各構成国はその国家システムを維持するように行動しようとして破壊を許容するように行動しようと自由だからである。ギリシアの都市国家システムがマケドニアによつて破壊され、アレクサンドロスの帝国を継承したヘレニズム国家システムが後に今度はローマによつて破壊されたのは、その例である。実際のところヘーレンは、その初版および第二版への「序言」に見られるように、ナポレオンは既にヨーロッパ国家システムを破壊してしまつたのであり自分はその墓碑銘を書いているのだと考えていたのであつた。そうした国家システム概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根本的に異なつており、むしろ私がここで国際社会と名づけるものに近い。

国家社会「諸国家から構成されている社会」(すなわち国際社会)は、一定の共通の利害・共通の価値の存在を意識している一団の国家が、自分たちは相互の関係において一群の共通のルールに縛られていると考えるようになり、かつ共通の制度の運営に参加するようになるという意味で社会を形成するに至つた時、成立する。今日の国家が国際社会を形成しているとすれば(どの程度までそうであるかは次章「世界政

治に秩序は存在するか」の主題である)、それは、各国家が一定の共通の利害とおそらくはある共通の価値を認識し、自分たちは相互の関係において一定のルールに縛られているとみなしているからである。そのルールとは、互いの独立性への要求を重んじ、自ら締結した協定を尊重し、他国家に対する武力の行使への一定の制限に従わなければならないといったものである。同時に、各国家は様々な形態の制度を協力して運営している。国際法手続、外交機構と一般的国際組織、戦争の慣習法といったものがそれである。

この意味における国際社会は国際システムを前提とするが、国際システムの方は国際社会を形成することなく存在することができ、別の言い方をすれば、二つ以上の国家が、接触し相互作用し互いの計算の不可欠の要素になっていながら、共通の利害や価値を意識せず、自分たちが一群の共通のルールに縛られているとも考えず、協力して共通の制度を運営することも無い、ということがありうる。例えば、トルコ・中国・日本・朝鮮・シヤムは、ヨーロッパ優位の国際システムの一部を成しているながら、ヨーロッパ優位の国際社会の一部となつたのは、もつと後のことであつた。すなわち、それらの国々は、ヨーロッパ列強と接触し、戦争および交易という形で相当の相互作用をしていながら、彼らの側もヨーロッパ列強の側も、互いの中で共通の利害と価値を認識するようになつたのは、そしてお互いが同じ一群のルールに従い、協力

して共通の制度を運営していると考えようになつたのは、もつと後のことなのであつた。「オスマン・」トルコは、一六世紀におけるその出現以来、ヨーロッパ優位の国際システムの一部を形成し、様々な戦争や同盟にそのシステムの一員として参加してきた。しかし、この関係の初めの三世紀の間、ヨーロッパ列強とトルコが何らかの利害や価値を共有しているという考え方は、双方の側において明確に否定されていた。双方とも、お互いが締結した協定は拘束力を持たないと考えていたし、ヨーロッパ列強を結びつけ、かつ列強が協力して運営していた共通の制度のようなものは互いの中に何ら存在しないと考えていた。トルコは、クリミア戦争を終結させた一八五六年のパリ条約に至るまで、ヨーロッパ諸国から国際社会の構成員として受け入れられてはいなかつたし、おそらくは一九二三年のローザンヌ条約に至るまで、国際社会における完全に平等な権利を獲得することはなかつた。

同様に、ペルシアとカルタゴは、古代ギリシア都市国家と並んで単一の国際システムの一部を形成してはいたものの、ギリシア国際社会の一部ではなかつた。すなわち、ペルシアは(そして程度は減ずるがカルタゴも)、ギリシア都市国家と相互作用関係にあり、ギリシア都市国家に結束を固めさせる外部の脅威としてであれ、ギリシア都市国家間の紛争に介入しうる大国としてであれ、常に戦略方程式の本質的要素であつた。しかし、ペルシアは、いくつかの理由でギリシア人

からは蛮族の大国とみなされていた。ベルシアは、ギリシア語や全ギリシア競技会やデルフォイの神託の尊重に表われたギリシア人の共通価値を分かち持つてはいなかった。ギリシアの各都市国家に互いの紛争を制限することを要求するルールにも従わなかった。ギリシア諸国家間の制度的協力がなされた隣保同盟（フロンティア・システム）に参加しておらず、外交上の制度（制度）にも参加していなかった。

一六世紀から一九世紀末までのヨーロッパ諸国家と非ヨーロッパ諸国家との出会いのように、諸国家が単一の国際システムの参加者でありながら単一の国際社会の構成員ではない場合においても、コミュニケーションがもたれ、使者・使節が交換され、協定が締結されることはありうる。貿易に関してだけでなく、戦争・平和・同盟に関してもそうである。しかし、こうした形の相互作用は、それだけでは国際社会存在の証拠とはならない。コミュニケーションが成立し、使節が交換され、協定が締結されていても、共通の利害や価値の感覚がないため、そうした交換に実質が伴わずまたその永続の見通しが立たないということもある。相互作用はどのように行なわれるべきかを規定するルールというものが存在するのだという感覚がないということもある。また、関係当事者がある制度の存続に利害関係を有しているにもかかわらず、その制度に関して協力しようとしないうということもある。コルテスやピサロのアステカやインカの王との交渉、ジョージ三

世によるマカートニー卿の北京への派遣、ヴィクトリア女王の代表とマオリの族長たちやソトのスルタンやブガンダのカバカとの協定の締結。これらはいずれも、当事者双方が共に構成員として同等の権利と義務を有する国際社会という概念を共有することなしに行なわれたのであった。

こうした国際社会固有の特徴が、ある特定の国際システムに存在しているか否かを判断することは、必ずしも容易ではない。明らかに国際社会でもある国際システムと明らかに国際社会ではない国際システムとの間に、共通利害の感覚が一時的に存在し、しかも未発達な段階にあるという場合があるし、知覚された共通のルールが曖昧かつ不完全で、ルールの名に備するかどうか疑わしいという場合もある。また外交機構や戦争の制限に関する共通の制度が存在してはいても、黙示的であったり萌芽的段階にとどまっていたりするという場合もある。近代国際社会について、「それはいつ始まったか」とか「その地理的境界はどこまでであったか」といった問を立ててみると、たちまち境界線の解明という難問に巻き込まれてしまう。

しかし、いくつかの国際システムは明らかに国際社会でもあった。その主要な実例は次のようなものである。古代ギリシアの都市国家システム。アレクサンドロス帝国の解体からローマによる征服に至る間にヘレニズム諸王国が形成していた国際システム。戦国時代の中国の国際システム。古代イン

ドの国家システム。そしてヨーロッパにおいて成立し今日全世界の規模に達している近代国家システム。

これら歴史上の国際社会の共通の特徴は、それらは全て共通の文化ないし文明の上に築かれていたということ、あるいは少なくとも共通の文明のいくつかの要素の上に築かれていたということである。共通の言語、共通の世界認識・世界理解、共通の宗教、共通の倫理規範、共通の美的ないし芸術的伝統などがそれである。国際社会の基礎にそのような共通の文明の諸要素が存在する場合には、二つの点で国際社会の運営が容易になると想定できよう。一方では、そうした要素によって、国家相互のコミュニケーションがより容易になり、より親密に相手を意識し理解するようになるため、共通のルールの定義が行なわれやすくなり、共通の制度の進化も進みやすくなるであろう。他方では、そうした諸要素は、共通利害の感覚を共通価値の感覚で補強し、諸国家が共通のルールや共通の制度を受け入れるのを促進するであろう。この問題は後でもう一度取り上げ、二〇世紀の全地球的国際社会は、一六・一七世紀のキリスト教国際社会や一八・一九世紀のヨーロッパ国際社会と違って、そうした共通の文化ないし文明を何ら有していないという主張について考えてみたい(第二章「国家システムの改革」参照)。

以上で我々は、国家の概念、国家システムの概念、国家社

会の概念を彫琢し終えたので、今やこの節の初めの命題に立ち返ることができよう。すなわち、国際秩序という言葉が意味しているのは、国家社会の基本的・第一次的・普遍的諸目標の達成に寄与する国際活動のパターンないし配置であるという命題にである。では、そうした目標とはいかなるものか。

第一に、国家システム・国家社会そのものの保存という目標がある。近代国家は、相互の間でほかにどんな対立があろうとも、自らが世界政治の主要行為であり世界政治における権利・義務の主たる担い手であると信じる点においては一致している。国家社会は、事実の上でも法の上でも自らが確実に普遍的政治組織の一般の形態であり続けられるよう努めてきた。国家社会の存続への挑戦が、特定の支配的国家からやって来ることもあった。ハプスブルク帝国、ルイ十四世のフランス、ナポレオンのフランス、ヒトラー・ドイツ、そしておそらくは一九四五年以降のアメリカ。こうした支配的な国家が、国家システム・国家社会を破壊し世界帝国を樹立することがありうるように思われた。挑戦は国家以外の行為主体からもやってきた。世界政治における主要行為主体としての国家の地位、世界政治における権利・義務の主たる担い手としての国家の地位が脅かされたのである。一六・一七世紀における教皇や神聖ローマ皇帝、二〇世紀における国際連合(特に一九六〇—六一年のコンゴ危機における武力行動の主体としての役割が想起こされる)といった「超—国家」

的行為が主体が、そうした脅威を与えている。特定の国家の内部から世界政治に働きかける「国家より下位の」行為が主体や国家間の境界を横断する集団である「*トランスナショナル*」行為が主体も、世界政治における国家の特権的地位やそうした特権的地位を享受する権利に挑戦するかも知れない。近代国際社会の歴史においては、宗教改革・フランス革命・ロシア革命が生み出した革命的人類連帯行動および反革命的人類連帯行動がその主要な実例である。

第二に、個々の国家の独立の維持あるいは対外主権の維持という目標がある。それぞれの国家が何を得ようとして国家社会に参加しているのかと言えば、その最大のもの、外部の権威からのその独立の承認、とりわけその国民と領域に対する最高管轄権の承認である。この承認に対して支払うべき主たる代価は、他の諸国家もまた独立と主権への同等の権利を有するということの承認である。

国際社会は実際には、特定国家の独立の維持は国家社会そのものの維持に従属する目標であると見なしてきた。これは、国際社会の形成において、大国が優越的役割を果たすという事実を反映するものである。大国は自ら国際社会の後見人をもって任じている(第九章「大国と国際秩序」参照)。したがって、国際社会が個々の国家の独立の消滅を許容することがしばしばあった。例えば、一六四八年のウエストファリア講和から一八一五年のウィーン会議までの間に、大国は「補

償」原理とか「バランス・オブ・パワー」原理の名において小国を分割・併合し、ヨーロッパにおける国家の数を着実に減少させた。同様に、国際社会は、特定の国家の独立を国家システム全体の維持に従属するものと見なし、勢力圏協定や緩衝国家創設協定、中立国家創設協定によって小国の主権や独立に制限を加えることを許容する場合もあるし、時にはそれを奨励することさえある。少なくとも、自ら国際社会の守護者をもって任じている大国の立場はそうしたものである。

第三に、平和という目標がある。これは、平和主義者や平和理論の構築者が夢見てきた、そして現実の歴史的経験においては実現することのなかった、普遍的恒久平和の樹立という目標を意味するものではない。そうした目標を、国家社会が何らかの仕方で見事に追求してきたとは言えない。ここで言っているのは、むしろ、国際社会の構成国間に通常の状態においては戦争がないという意味での平和、それが破られるのはただ特殊な状況の下でのみそして一般的に受け入れられた諸原則に従つてのみであるというような平和の維持のことである。

この意味における平和は、国際社会によって、国家システムそのものの維持に従属する目標と見なされてきた。国家システムの維持のために戦争をすることは正しいと広く考えられてきたのである。平和はまた個々の国家の主権や独立の維持にも従属するものと見なされ、各国家は、自衛のためにそ

してその他の権利を守るために戦争をする権利があるのだと主張してきた。こうした他の目標に対する平和の従属的地位は、国連憲章に見られる「平和と安全」という表現にも表われている。国際政治における安全保障とは不安のない状態以上のものではない。それは、客観的に不安のない状態が存在することか、主観的に不安がないと感じられ経験されることかのいずれかである。各国が確実に不安のないものにしようと努めているのは平和ばかりではない。自らの独立と、その独立が要求する、国家社会そのものの存続についてもまた然りである。既に述べたように、こうした目的のためならば、各国家は、戦争や戦争による威嚇に訴えることも辞さないのである。国連憲章がこの二つの語を組合せたことは、安全の要求と平和の要求とが相対立することもあり、その場合後者が優先するとは限らないという判断を示すものである。

第四に、国家社会の基本的・第一次的目標には、本章の初めの部分で全ての社会生活の共通目標であるとしたものも含まれることに注意しなければならない。すなわち、死や身体への危害をもたらす暴力の制限、約束の遵守、所有権ルールによる占有の安定化といった目標である。

暴力の制限という目標は、国際社会のうちに様々な形をとって表われている。各国家は、国際社会において協力し合って自分たちの暴力の独占を維持しようとしており、国家

以外の他の集団には暴力行使の権利を認めまいとしている。各国家はまた、自らの暴力行使の権利に対する制限を受け入れる。少なくとも、互いの使節や使者を殺さないということを受け入れる。そういうことをすれば相互のコミュニケーションが不可能になるからである。さらに各国家は、戦争は「正当な」理由がある場合のみ、すなわち、共通のルールに則つてその正当性を主張しうる理由がある場合にのみ戦われるべきだということも受け入れる。各国家はまた、戦争は一定の制限内で、*temperamenta belli*「戦争の節度」を守つて戦うべしと要求するルールを遵守すると絶えず宣言している。

約束遵守という目標は、*pacta sunt servanda*「契約は遵守しなければならない」という原則に表現されている。個人間同様国家間においても、協力は合意の基礎の上のみ成り立つ。合意が社会生活においてその機能を發揮しうるのは、一旦結ばれた以上は合意は守られるはずだという推定が成立する場合だけである。国際社会は、条約違反に仕向けるような変化への圧力に適応しながら、同時に、この原則そのものは、*rebus sic stantibus*「事情が同じである限り」〔合意は守る〕という法理によって救済するのである。

占有の安定化という目標は、国際社会において、各国家の所有権の相互承認に表われているばかりでなく、より基本的には、主権の相互承認の盟約に表われている。これによって

各国家は、互いにそれぞれの管轄範囲を受け入れるのである。実際、国家主権の観念は、歴史的には、ある一定の領域と人民は特定の支配者の財産ないし家産であるという考え方から引き出されたのであった。

以上各項は、近代国際社会およびその他の国際社会の基本的・第一次的目標に含まれる。このリストが全てを尽くしているとか、別の定式化がありえないとかと言うつもりはない。また、これらの目標が、行動のための確固たる基礎として、国際関係における正しい行動を立法化するものとして受け入れられるべきだなどということも、私は何ら主張していない。また、この段階の議論では、「国際秩序の「静学」と呼ぶものだけをとり上げているのであり、その「動学」は取り上げていないということも断っておかねばならない。すなわち、ここでの関心は、国際秩序という観念が意味するものを解説することであつて、変化して行く歴史的制度のうち、それがいかに具現されているかを跡づけることではないのである。

世界秩序

世界秩序という言葉に、私は、人類全体の中の社会生活の基本的・第一次的諸目標の達成に寄与する人間活動のパターンないし配置という意味を与えたい。国際秩序は国家間の秩序である。だが、国家は人間を集団に区分する場合のひとつ

の分け方であるに過ぎず、全く国家を形成しないような仕方で人間を集団に区分することも可能である。さらに、国家という集団に区分されている場合でも、人間はまた別の仕方でも集団に区分されている。国家間の秩序について我々が提起した問題の根底には、全人類から成る大社会の秩序というより深い問題、より永続的な重要性を持った問題が存在するのである。

一九世紀よりも前の人間の歴史全体を通じて、全世界に及ぶ単一の政治システムというものは存在したことがなかった。全人類から成る大社会には、カノン法や自然法の提唱者たちが間接的に言及してはいたが、それは神の目から見て存在するか、自然法の原則の光に照らされて存在する観念上の社会であつた。これに照応する政治システムは、現実には何ら存在しなかつた。一九世紀後半に至るまで、世界秩序とは、世界のそれぞれ特定の部分に秩序をもたらししている様々な政治システムの単なる総和でしかなかつたのである。

しかしながら、一九世紀末期・二〇世紀初頭になると、文字どおり全地球的な単一の政治システムというものが初めて姿を現わした。地球的規模の秩序は、地域的規模の秩序を産み出している様々な政治システムの単なる総和に過ぎないものではなくなつた。それは、世界政治システムと呼ぶものとの産物でもあるのだつた。世界の秩序は、例えば一九〇〇年においてもなお、欧米諸国とその海外属領の内部、オスマ

ン帝国・中華帝国・日本帝国の内部、サハラから中央アジアにかけて独立を維持していた諸汗国・諸サルタン国の内部、ヨーロッパの衝撃によつても未だ破壊されていなかった未開のアフリカおよびオセアニアの政治システム内部においてそれぞれ成立していた政治秩序の総和でもあったが、同時に、これら全てを結びつけ全世界において作用していたひとつの政治システムの作動の結果でもあった。

最初の全地球的な政治システムは、全地球的国家システムという形態をとっている。世界の全大陸の政治システム間の相互作用が深まり、世界政治システムの存在について十分語りうる程になった主要な原因は、ヨーロッパ国家システムが地球全体に拡大したことであり、それが地球的次元の国家システムに転換したことであつた。この過程の第一の局面にあつては、ヨーロッパ諸国家は拡大し、世界のその他の地域を併合したり支配したりした。それは一五世紀におけるポルトガルによる(地理上の)発見の航海に始まり、一九世紀におけるアフリカの分割に終わる。時間的には第一の局面と一部重なるが、第二の局面では、このように併合され支配された世界の諸地域が、ヨーロッパのコントロールから離脱し、国際社会の構成国としての地歩を占めるに至る。それはアメリカ革命に始まり、現代におけるアジア・アフリカの反植民地主義革命に終わる。世界の様々な部分のからまり合ひは、確かに国家のみによつてもたらされたものではない。私人や私

的集団も、探險家として、貿易業者として、移民として、宣教師として、傭兵として役割を果たしたし、国家システムの拡大は、社会的経済的交換のより広範な広がりの一部なのであつた。しかし、そうしたものの展開の結果産み出された政治構造は、まさに全地球的国家システム・全地球的国家社会というそれであつた。

だが、今日存在している世界政治システムは国家システムという形態をとっているものの、あるいは主としてその形態をとっているものの(後に、国家システムはその単なる一部分であるに過ぎないような世界政治システムが現在出現しつつあるという主張を展開する)、一般的に言つて、世界秩序は、他の形態の普遍的な政治組織によつても達成可能であろう。問題は、そうした他の形態による方が世界秩序はよりよく達成されるのかどうかである。他の形態の普遍的な政治組織は、過去に存在した際には地球大の規模にまで至ることはなかつた。広大な人間の歴史においては、実際、国家システムという形態は、むしろ例外であつて原則ではないのである。

その上、将来は過去に存在したのとは異なつた新しい形態の普遍的な政治組織が創り出されるかも知れないと考えるのは自然である。本研究の第三部「世界秩序への別の道」で、現在の国家システムは何か別の形態の普遍的な政治組織にその地位を譲りつつあるのかどうかという問題、国家システムがそうしたある別の形態にその地位を譲れば世界秩序はよりよく達

成されることになるのかどうかという問題について考えてみたい。

ここでは、本研究においては世界秩序は国際秩序とは別の何物かを意味しているのだということを強調しておけば足りる。人類全体の間の秩序とは、諸国家間の秩序よりも広い何物かである。それは、後者に比べてより基礎的・より根源的なものであり、しかも、道義的に後者に優先するものと言わなければならない。

世界秩序は国際秩序よりも広い。前者を説明するためには、国家間の秩序ばかりでなく、特定の国家内に成立している全国規模の秩序や地方規模の秩序をも扱わなければならないし、さらには国家システムはその単なる一部分であるに過ぎないより広い世界政治システムの秩序をも扱わなければならないからである。

世界秩序は国際秩序に比べてより基礎的であり、より根源的である。全人類から成る大社会の究極の単位は、国家ではなく（また民族でも、部族でも、帝国でも、階級でも、政党でもなく）、人間個々人だからである。個々人が永遠不滅であるのに対し、そのあれこれの種類の集団への区分はそうではない。国際関係の現状においては、個々人はあれこれの種類の集団に区分されているわけであるが、地球全体の政治構造や社会構造がいかなるものであろうと、世界秩序の問題は生じてくるのである。

最後に、世界秩序は道義的に国際秩序に優先する。こうした見解を取ることにすると、世界秩序にはいかなる価値があるのかという問題、世界秩序は人間にとつての価値のヒエラルキーの中でいかなる位置を占めるのかという問題を持ち出さざるをえなくなる。これまで避けてきたこの問題は、第四章「世界政治における秩序と正義」で論じたい。しかし、この時点でも次のように言っておくことは必要である。世界政治における秩序に何らかの価値があるとすれば、第一次的価値があると見なすべきは人類全体の間の秩序であつて、国家社会の秩序ではない。国際秩序に本当に価値があるとすれば、それは国際秩序が人間社会全体の秩序という目標を達成する手段として役立つからであるに過ぎないのである。

原注

- (1) Augustine, *The City of God*, bk. xix, ch. xiii (Everyman's Library, 1950) p. 249. [松田禎一・岡野昌雄・泉治典訳「アウグスティヌス著作集15」〔神の国〕5] 教文館、一九八三年、六二頁]

- (2) この分析の拠り所は数多くあるが、とりわけ「自然法学説の良識の中枢」をなす「単純な自明の真理」についての H. L. A. ハートの説明を参照。 *The Concept of Law* (Oxford: Clarendon Press, 1961)

p. 194. [矢崎光園監訳『法の概念』みすず書房 一
九七六年、二一七頁]

- (3) 国際関係をパワー間関係の特殊ケースとみなす試み
ヤー、Arthur Lee Burns, *Of Powers and Their
Politics: A Critique of Theoretical Approaches*
(Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, 1968) を参
照。

- (4) Raymond Aron, *Peace and War: A Theory of
International Relations* (London: Weidenfeld &
Nicolson, 1966) p. 94.

- (5) Martin Wright, *Systems of States* (Leicester
University Press and London School of Economics,
1977) ch. 1 を参照。

- (6) 同上。

- (7) とりわけ、*System and Process in International
Politics* (New York: Wiley, 1957) を参照。

- (8) カプランの定義によれば、行為システムとは、「き
わめて緊密に関連しあつていて環境とは対比される一
連の変数」であり、その関連の緊密さゆえに、「それ
ら変数間の内部関係およびそれら一連の変数と外部の
様々な一連の変数との間の外部関係が、記述可能な行
動の規則性によって性格づけられているもの」であ
る。同上、p. 4.

- (9) この点は、Martin Wright, *Systems of States* に負う。
(10) A. H. L. Heeren, *A Manual of the History of the
Political System of Europe and its Colonies*, Göttingen,
1809, (Oxford: Talboys, 1834) Vol. I, p. v を参照。

- (11) 注参照。

- (12) Heeren, *Manual*, pp. vii-viii.

訳注

- (1) リニージ (lineage) は、明確に認識された(通常、相
互に認知し合う)系譜関係によりある一定の祖先からの
共通の出自をたどることのできる人々によって構成され
る集団。一般に父系または母系の単系で、外婚規制(配
偶者を集団外部に求めるよう命ずる)を伴う。「系族」
の訳語もあるが、ここでは今日の日本語人類学文献の慣
用に従いカタカナ表記とする。

- (2) 通常は、三晉が韓・魏・趙三国として自立し諸侯に列
せられた紀元前四〇三年から(同二二一年まで)を戦国
時代と呼んでいる。

- (3) アロンの国際システムの定義そのものは、「相互に規
則的な関係を維持しており、いずれも全面戦争に巻き込
まれる可能性のある諸政治単位によって構成されるひと
つの総体」というものである。

- (4) 紀元前一四〜一三世紀。一八八七年、エジプトのア

マルナ遺跡から発見された古文書(世界最古の外交文書)に記されている時代の意。エジプト新王国を中心としてオリエンタル諸国間の関係が発展した。

(5)

ルソーは「サン・ピエール師の永久平和論抜粋」(一七六一年刊)の中で、「ヨーロッパの全ての強国は、互いの間で一種のシステムを形成している」と述べている。*(Œuvres complètes, tom. III (Paris: Gallimard, 1964), p. 565. ネットルブラット (Daniel Nettelbladt, 一七一九—一七九一)は、プロイセンの自然法学者。「自然法体系」等の著書がある。諸国民から成る社会を systema gentium (諸国民のシステム)と呼んだ。*

(6)

ゲンツ(Friedrich von Gentz, 一七六四—一八三二)は、プロイセン政府(一八〇二年以降)オーストリア政府に仕えた政治家。メッテルニッヒ体制実現の協力者。その著作は反フランス革命、反ナポレオンの主張で知られる。アン・ピエール(Jean Pierre Frédéric [Johann Peter Friedrich] Anclion, 一七六九—一八三七)は、プロイセン皇太子の教育掛、外相を務めたドイツの歴史家。曾祖父(同じく歴史家)の代に、ナント勅令の廃止によりフランスからベルリンに逃れてきた。ヘーレン(Arnold Hermann Ludwig Heeren, 一七六〇—一八四二)は、歴史学派の先駆者の一人と目されているドイツの歴史家。一八〇一年以降ゲッティンゲン大学教授。後出の著書は、

一五世紀末から一八世紀末に至るヨーロッパ諸国の国家制度と植民史を概観している。

(7)

隣保同盟(アンフィクテオニア)は、古代ギリシアの諸種族・ポリスが神殿と祭祀を中心として結合した相互保全の同盟。最も有名なものは、デルフォイのアポロン神殿を中心としたそれである。外地代表人(プロクセノイ、単数形はプロクセノス)は、別のポリスから依頼を受けて、そのポリスの市民たちが、自らの居住するポリスにやって来た際に援助し保護する役割を担った特定の市民。前者のポリスから一定の特権を与えられた。しかし、近代の外交官とは異なってポリス間の外交問題をめぐる交渉を行なったわけではなく、そのような必要のある時には、別途、使節が派遣された。「権益代表」の訳語もある。

(8)

ソコトはナイジェリア北西部の都市、またそこにあつたスルトン国。バガンダはウガンダの旧四王国(一九六七年廃止)のひとつ。カンバラに王宮を置き、最も強力であった。カバカはその王のこと。

